

日本赤十字豊田看護大学新型コロナウイルス感染予防対策指針 Ver.2

警戒レベル	本学の感染予防対策実施方法	
	講義・演習・実習	課外活動等(クラブ・サークル・自治会活動等)
注意	感染予防対策の上で ・講義・演習・実習(対面授業)を実施。	感染予防対策の上で ・課外活動等を実施。 ただし、学外者とともに活動する場合は事前に大学の許可を得ること。
警戒	感染予防対策の上で、 ・講義:原則として対面授業を実施。 ・演習(技術演習・ゼミナール) :対面授業と遠隔授業を併用して実施。 対面授業は人数を制限して実施。 ・体育実技 :テニスコート・グラウンドで実施。 体育館は使用しない。 ・実習(臨地) :施設との調整の上、人数・日程を決めて対面授業を実施。 ・実習(学内) :人数を制限して対面授業を実施。	感染予防対策の上で、 ・屋外での課外活動が可能。 ・活動時間は2時間/日以内を目安とすること(テニスコート、グラウンド等)。 ・飲食を伴う会議や密閉・密集・密接となる行事、会合、集会等は禁止。 ・原則として、イベント、大会、試合(練習試合を含む)、合宿等は中止。 ・個別の事例は事務局に相談すること。 <活動の例> ○ 密を避けたテニスサークルのテニスコートでの活動 ○ 密を避けた屋外でのボランティア活動 ○ オンラインでの勉強会 × 体育館でのバレーボール、バドミントン等 × 音楽ライブ等を実施すること × 病院や介護老人保健施設での高齢者を対象としたボランティア活動
嚴重警戒	感染予防対策の上で、 ・講義は対面授業と遠隔授業を併用して実施。 ・演習・実習は原則として警戒レベルの実施方法とする。 ・感染拡大状況に応じて実施方法を見直し、遠隔に切り替える。	・全ての活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止
危険	感染予防対策の上で、 ・講義の実施(遠隔授業のみ実施) ・演習の実施(遠隔授業のみ実施) ・実習の実施(遠隔授業のみ実施)	・全ての活動(SNS等ネット上での活動を除く)を中止
食事場面の基準	全ての警戒レベルにおいて 黙食 を徹底する。	

※本学の予防指針は、愛知県の感染レベルを参考にした警戒レベルとする。
 ※この指針に基づき、実施することを原則とする。愛知県内の情報を総合的に判断し、最終的には対策本部が決定する。